

お知らせ

機構との契約業務遂行に関連し、構内に事務所等の設置を希望される場合は、下記により手続き願います。

なお、契約仕様書に事務所等の貸与物件が含まれているなどの場合には、契約請求元に必要な手続きを確認してください。

1. 使用条件

物件使用の申し込み条件は次のとおりです。

- (1) 機構の年間契約等（委託、請負、役務、保守）を受注し、当該作業を実施する上で、工程や作業安全及び労務管理など行うことで、契約業務履行に資すると判断できる場合。

〔例〕：①複数の契約を受注し、作業状況、安全確認等を適時確実に管理する必要がある。

②契約に伴う施設・設備管理上、その状況を近傍で確認する必要がある。

- (2) 使用物件は、土地、建物とし、使用料は機構規程に基づき算定。
- (3) 構内管理上、使用物件に通信設備を設置し、1名以上常駐することが必要。
- (4) 構内管理上、機構規程、拠点規則に定める事項を遵守。（原子力施設保安、電気、消防、労働安全衛生、交通安全、関連教育訓練など）
- (5) 使用物件の環境整備、維持管理及びこれに伴う費用負担。

2. 手続き方法

- (1) 申し込み

「事務所等使用許可申請書」に必要事項を記入し、機構の主たる契約請求元部署へ提出下さい。

- (2) 審査

申し込み内容、契約内容、物件状況等を確認し、使用の可否を決定します。

- (3) 契約手続き

使用可能と決定された場合は、当機構（手続きは契約担当課）と不動産等に関する賃貸借契約を締結していただきます。

以 上